

平成20年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年3月4日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月4日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	志治 正弘
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	9 番	黒 川 勝 好	1 1 番	猪 俣 二 郎	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第4 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 日程第5 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第3号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第4号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第5号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第6号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第7号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 所信表明
- 日程第13 議案第8号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 蟹江町基金設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 蟹江町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 町道路線廃止について
- 日程第21 議案第16号 町道路線認定について
- 日程第22 議案第17号 平成20年度蟹江町一般会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成20年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第32 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙

追加日程第33 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について

追加日程第34 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成20年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様のお手元に議会運営委員会報告書、議事日程及び「ニツセン跡地について」が配付をされております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には志治正弘君を指名いたします。

2月28日付、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日並びに代表質問の撮影・放送許可願が提出されましたので、議会傍聴規則第7条第4項の規定により撮影・放送することを許可いたしました。

ここで、去る2月27日開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

去る2月27日水曜日午前9時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果について報告を申し上げます。

なお、本日から、開かれた議会を目指してテレビ放映ということもありますので、できるだけ視聴者の皆さんにご理解をいただけるよう、わかりやすい報告になるように努力をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、本3月定例議会の会期についてでございますが、本日、平成20年3月4日から3月21日までの18日間とさせていただきます。

2つ目でございますが、議事日程についてでございます。まず、本日3月4日午前9時より議案の上程・付託、さらに精読に振り分けていただきます。

なお、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催していただきまして、選挙第1号のこと

についてご協議をいただくことになっております。

もう一つは、人事案件が3案件ございますけれども、この3案件につきましては追加日程の上、採決をさせていただきます。

本会議の終了後、全員協議会を開催いたします。

追加日程となりますのが選挙第1号、それから同意案件でございます第1号、それから議案第1号、この3案件でございますので、よろしくお願いをいたします。

あす3月5日水曜日でございますが、午前9時より、きょうの全員協議会が終了しない場合、継続して全員協議会を開催いたします。

3月7日金曜日でございますが、午前9時より総務民生常任委員会を開催いたします。付託されておる案件につきまして、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の7案件を付託させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

午後1時30分より防災建設常任委員会を開催いたします。付託される案件は、議案第15号、議案第16号の2案件でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

3月10日月曜日でございますが、午前9時より本会議を開催いたします。代表質問を行っていただきます。代表質問が終わりましたら議員総会を開催いたします。議員総会終了後、議会運営委員会を開催していただきまして、後で述べます意見書等について取りまとめを行っていただきます。

3月11日火曜日、午前9時より、前日の代表質問が終了しない場合、代表質問を継続して行っていただきます。

なお、前日のように代表質問が終わった後、議員総会並びに議会運営委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

3月13日午前9時より本会議を開催いたします。予算審議を行っていただきます。13日の予算審議が終了しない場合、明くる日、14日も継続して予算審議をしていただきます。

3月18日火曜日、本会議を開催し、委員長報告を行っていただき、その後、議案の審議・採決を行います。

3月21日金曜日、予備日とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3番目でございますが、人事案件について、その最初の1つでございますが、「選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙」につきましては、本日追加日程により選挙を行います。選挙の方法は議長の指名推選として、先ほど申し上げましたように午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、組合議会議員を選出することといたしました。

2つ目でございますが、「同意第1号 蟹江町監査委員の選任について」及び「議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、本日追加日程により審議・採決をすることといたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、4番目、代表質問でございますが、質問順序は、1番目、新政会代表 山田乙三君、2番目、公明党代表 松本正美君、3番目、日本共産党代表 小原喜一郎君、4番目、清新クラブ代表 高坂康彦君、5番目、21フォーラム代表 黒川勝好君、5番目、民主党代表 中村英子君といたします。

なお、このことは本議会より町のホームページの議会コーナーに掲載することといたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、5番目でございますが、予算審議について、質問等は先例に基づき行う。

今までの慣例に基づいて行うこととしましたので、以下、3つについて申し上げておきたいと思っております。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人各3回までとする。

(2) 歳出については、款ごとに1人各3回までとする。

(3) 特別会計は、会計ごとに1人各3回までとする。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

6番目、意見書等についてでございますが、12月定例議会において継続審議となっていました以下の(1)から(5)の意見書、及び12月定例議会以降提出された下記(6)から(13)の意見書の取り扱いについては、代表質問終了後、議会運営委員会を開催し協議することといたしました。

その継続となっております(1)安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、(2)看護職員確保法の改正を求める意見書、(3)深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書、(4)現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書、(5)障害者(児)のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書。次に12月定例議会後提出されました内容のものでございますが、(6)「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書、(7)自主共済制度の適用除外を求める意見書、(8)深刻な医師不足を打開し、「医療崩壊」から地域をまもる意見書、(9)原油高騰に関する意見書、(10)後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書、(11)安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書、(12)道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書、(13)「地球温暖化対策」の推進を求める意見書。

以上でございますが、いずれも大事な内容でございますので、慎重にご審議くださるようお願いをいたします。

7番目、町に関係する「ニツセン跡地計画に対する陳情書」の取り扱いについて。

(1) 議会として何らかの意思表示をすべきと認め、取り扱いを会派に持ち帰り、代表質問終了後に議員総会を開催し協議する。

(2) 町当局へも同内容の陳情等が提出されていることから、ニツセン跡地計画に対する

その後の経過について、昨年12月全員協議会で報告された以降の経過を全員協議会件名に追加し報告を受けることになりましたので、よろしく願いいたします。

8番目、その他でございます。

(1) クローバーTVによる放映について

本定例会からクローバーTVによる議会放映を始める。本日の議会を5日水曜日午後7時から、代表質問を12日水曜日、同じく午後7時から録画放映することといたしました。

また、役場1階に設置されているモニターテレビでは生中継をしております。

(2) 議会の改革について

議会放映を機に「身近でより信頼される議会にするためにはどうあるべきか」など、現在の議会を見直していくため、議員総会で協議することといたしました。

(3) 政務調査費について

ただいま皆さんのお手元に配付されていると思いますけれども、平成20年度政務調査費申請書・前期分請求書を3月18日までに、また平成19年度政務調査費収支報告書を4月18日までに、それぞれ議会事務局へ提出していただくようお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により9番黒川勝好君、11番猪俣二郎君を指名いたします。

○議長 菊地 久君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は18日間と決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第3 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 菊地 久君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号は午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催をし、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 菊地 久君

日程第4 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

今回選任をお願いいたします平野正雄さんであります。昭和40年に国税局に入られました。昭和62年に岐阜北税務署に勤務をされ平成7年に国税局に戻られております。40年にわたりまして一貫して税務関係の仕事に携わっておみえでございます。

今、事務局長からも紹介ありましたように平成17年に税理士に登録をされ、現在に至っております。

人柄も大変よろしく、見識も高く、地域の皆様方の人望も厚いと思います。ぜひとも、適任者でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第5 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

被推薦者の山田戌さんでございますが、今、説明ございましたように平成11年度と平成19年度の両年度におきまして蟹江町の嘱託補助員、そして環境美化指導員として地域で活躍をされております。人格見識も大変高い方でありまして、人望もとてもよい方でありまして。適任者であると思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第6 議案第2号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

15ページなんですが、歳入ですね。この1つはまちづくり交付金のことについてでございますけれども、まちづくりというのは幾つかありますよね。このまちづくりというのはもう少し具体的に説明をしておいていただきたいのと、こういうふうに思うんですけれども、よろしくお願いたします。

とりあえずそれだけでいいです。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

それではお答えします。

まちづくり交付金につきましては、駅北組合施行で行っている区画整理事業でございます。

それに対して面整備を行うことに対して町のほうが3割の補助金を出します。その3割の補助金に対して国のほうがあくまで面整備という形で町の活性化というような手法で補助金が出てくる、交付金が出てくるということの内容の交付金でございます。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

私の伺いたいのは、これはまちづくり、たしか蟹高跡地も何とかまちづくりというふうに言ったんじゃないかなと思うんだけど、いろいろあるがね、その具体的に、町全般のまちづくりに対する交付金なのか、そうじゃなくて具体的にどこそこのまちづくりなのか、その辺のところを聞いておきたいわけ。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それではお答えをいたします。

まちづくり交付金の性格でございますが、これは特色あるまちづくりをするために国が施策を進めております。それで現在町が受けておりますのは駅北の土地区画整理事業、先ほど次長が申しました面的整備に対する交付金でございます。これはただ面的整備だけではなく、その面的整備の中で例えば公園だとか、それからいろんな要素を含んだまちづくりをやるための交付金でございます。そういう内容で今は駅北の土地区画整理事業に対しての交付金に対する国庫補助をいただいているのが実情でございます。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

先ほどちょっと、すっと出てこなかったのが思い出しましたので。

もう一つ伺いたいのは、19ページ、一般寄附金のところで説明がございましたね。前収入役のことについてちょっと触れられたんですけど、これは具体的に本人の単なる希望とつか、前にちょっといきさつがあったことがあるかと思うんですけど、それに関連するものなのかどうなのか、具体的には触れませんが一応コンピューターの件でありましたですね。それとのかかわりのことなのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいと思えます。

○副町長 水野一郎君

そのコンピューターに関する特別な関係ではございません。これはあくまで長いこと町政に非常にお世話になったと。というのは、小池氏は出身が長野県でございます。他県からこちらのほうへお勤めになった、それにもかかわらず特別職まで職を与えていただいたという、その家族の善意で寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第7 議案第3号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

歳入の一般会計繰入金のところについて、いま少しご説明をお願いしたいと思いますが、先ほどの一般会計補正予算で繰り出しが1,800万円ありまして、これは何かなと思っておったんですが、項目が右側に3つ、保険基盤安定繰入金軽減分、保険基盤安定繰入分支援分、その下の3で財政安定化支援事業繰入金、この3つについて、いま少しどういうことかご説明をお願いします。

○民生部長 石原敏男君

まず、保険基盤の安定の繰入金であります。これは軽減分に対するものでありまして、これにつきましては県が4分の3、町が4分の1持つということでの金額であります。

それから、あと次の保険基盤の安定化基金の支援分であります。これにつきましては国が2分の1、それから県が4分の1、町4分の1ということになるわけであります。

それから、財政安定化支援事業の繰入金であります。これにつきましては、地方交付税に算入されているものということでは、それが地方交付税が関係したことにより今回補正をさせていただくというものであります。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

上の2つの保険基盤安定繰り入れというのは諸制度による保険料の軽減とか支援とかいう分の県からか何かの部分ですか。

それから、一番下の財政安定化支援というのは、交付税の算入の今何かとおっしゃったんですが、要するに保険料徴収不足とかよくないとかいうことについての関連した何かかとい

うことがお伺いしたいんですが、そういうことは関係ないんですか。

○民生部長 石原敏男君

保険基盤安定化事業の繰入金の軽減分、支援分については、これは他の法令に基づいての繰り入れをしているものであります。

その下のほうの財政安定化のほうでございます。これについては国保の財政を安定させるということで、特によく言われているのが年齢構成による給付費の高騰ということで国が交付税の中で算入しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

暫時休憩いたします。午前10時50分から再開をいたします。

(午前10時33分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 菊地 久君

日程第8 議案第4号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

9ページの国庫負担金の1億323万円の減はどういうことによるのか、少し詳しく説明いただけませんか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

これは、普通でありますと法定負担でございますので順調に収入されるわけでございます

が、今年度はどういったわけか歳入の見込みがおよそ9割、ひょっとすると9割を切って交付されるということの情報提供がございました。それに基づきまして私どもいろいろほかの歳入の関係も精査しておったわけでございますが、そういった関係でこういったところのそれぞれ支払い期限ですとか県費の負担、そういうようなものも少しずつ減ってくるのではないかとということでこういった予算を組まさせていただきます、結果的に一般会計のほうから繰り入れていただかないと資金的に苦しくなってしまうので、このようにお願いしたわけでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○7番 小原喜一郎君

つまり療養給付費などの算定というか、利用者が少なかったということではなくて、説明だと情報がどうだとかおっしゃられましたんですけども、その9割くらいしかおられないというこの確定的なものは来ているわけじゃないんですね。何か先ほどは情報だとかいうふうにおっしゃられたんですけども、その辺はどうなんですか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

確定的な数値ではございませんが、国のほうから通知があったところの情報提供でございまして、事前にこういったような対応をしていかないと特別会計の性質上、資金のショートといったようなことが起きては医療機関のほうにもお支払いの関係でご迷惑をおかけしますので、余裕を見てこれぐらいの金額でお願いしたいということでお願いしたものでございまして、よろしくお願いたします。

○7番 小原喜一郎君

具体的に言いますと、今、想定だとおっしゃられたんですけども、国の交付が9割程度だとおっしゃったんですけども、この数字の算定は何%で算定したんでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

9割程度で見込ませていただきました。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

同じ事項ですけども、1億からの負担金を支払基金が払ってくれないということについては、例年はこういうことはない、きちっと3月末には済んでおるものかどうか1つ。

それから、後期高齢者医療との問題で引き継ぎや財政や何かぐちゃぐちゃしていて支払基金が困っているのか、そういう雰囲気があるのか。先ほども民生部長が、読めないという言葉を使われましたね。どうなるのか読めないという。極端に言うと国会だって後期高齢者医療はやめろというような案まで出ているわけですね。今、この段に至ってそういうことも出ている。そういう後期高齢者医療との関係があるのかどうか。例年はこういうことはなかったかどうか、この2つについてお伺いします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

後期高齢者医療の絡みで議員がご心配されたようなことではないと思っております。

また、例年でございますが、これ支払基金でございませぬ、申しわけございませぬが国庫のほうでございまして、支払基金につきましては例年いろいろなことがあって12月定ぐらいに補正をお願いしております。

今回は、国庫の関係の絡みで今回こういうようなことが判明してまいりましたので、今回初めて国庫の関係について補正のほうをお願いした部分でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第9 議案第5号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第10 議案第6号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第11 議案第7号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第12 「所信表明」を行います。

横江町長から所信表明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中のところご参集を賜り、まことにありがとうございました。

ここに、平成20年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端を申し上げ、町政の運営につきまして、町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、町民の皆様幅広いご支援と信任をいただき町政を任せられてからの約3年間、

地方自治を取り巻く厳しい環境の中、町民の立場に立って、公正公平で信頼され、自立できる町政を目指し、邁進してまいりました。平成19年度は「行革元年」として、議会、住民の皆様のご理解、ご協力のもと、さまざまな見直しを行い、幾つかの重要施策を実施できる運びとなり、改革を前進することができますことは、蟹江町の将来を一緒になって担っていかうとするあらわれであると感謝申し上げますところであります。任期最後の年であります平成20年度はまとめの年でありますので、町政に対する町民の皆様の思いを誠心誠意できる限り反映させていただきたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、その年の世相をあらわす漢字に「偽（ギ・いつわる・にせ）」が全国の公募で選ばれたように、身近な食品から政界、スポーツ選手にまで次々と偽りが発覚して、何を信じたらよいかわからなくなった1年だったのではないかと思います。

そんな中で、ゴルフの日本男子ツアー史上最年少の優勝をさわやかにし遂げた「ハニカミ王子」こと石川遼選手や、53年ぶりにプロ野球日本一に輝いた地元の中日ドラゴンズは全く偽りのない歓喜に沸いた出来事でありました。また、再生医療の実現に期待のかかる万能細胞「人工多機能性幹細胞（iPS細胞）」をヒトの皮膚からつくることに成功するという発表もあり、超高齢化社会に向け、夢の医療の現実に一歩近づく明るい話題でなかったかと思えます。

また、緩やかではありますが戦後最長という息の長い景気拡大を続けている日本の経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰、海外経済の動向等の影響により平成20年度は試練の年になるだろうと言われています。当町におきましても、先の読めない厳しい財政状態が続いております。この状況下で町政のかじ取りは相当厳しくなるものと覚悟はしております。そのような中で町民の皆様の活力を引き出し、町民一人一人が活躍でき、元気で活気あふれる町につながる施策を図ってまいりたいと考えております。

まず初めに、平成20年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度比8.4%増の86億6,259万2,000円、特別会計につきましては、後期高齢者医療保険事業特別会計を新たに加え、計8特別会計で前年度比5.0%減の70億5,079万8,000円、企業会計の水道会計では前年度比8.1%増の9億8,322万9,000円、総額166億9,661万9,000円の予算を編成いたしました。

それでは、施策の内容等について、総合計画の体系に従いまして順にご説明させていただきます。

まず、第1章「いきいきと暮らせる健やかなまちづくり」では、次に掲げる諸事業を進めてまいります。

1 疾病予防対策事業といたしましては、健康日本21蟹江町計画「かにえ活き生きプラン21」の推進4年目に当たります。3つの重点分野である「栄養・食生活」、「身体活動・運

動」、「休養・心の健康づくり」に加え、前進の健康ともかかわりがあり豊かで質の高い生活を送るために欠かせない「歯の健康づくり」に努めてまいります。

また、厚生労働省が定めます麻疹排除計画に基づき、麻疹の免疫保有率を高めるため、平成20年度から5年間、13歳と18歳を対象に麻疹風疹混合ワクチン（MRワクチン）による予防接種を補足的に実施するなど、疾病予防及び蔓延予防に努めてまいります。

母子保健計画に基づくこれまでの母子健康診査事業に加えて、一般不妊治療の実施、妊婦健康診査の拡大、赤ちゃん訪問事業の実施をし、妊産婦及び新生児が心身ともに健全に成長していくための事業の充実を図ってまいります。

2 地域福祉事業につきましては、安心できる環境を提供するために、子ども医療費助成事業といたしまして、愛知県の制度改正にあわせ、4月から小学校6年生まで行っている入院費個人負担の助成の対象を中学校3年生まで拡大いたします。それに加えまして7月からは、現在、小学校就学前まで行っている通院費個人負担の助成について、対象を小学校6年生まで拡大し、さらなる子育て支援策の充実を図ってまいります。

3 児童福祉事業に関しては、保育所の環境整備として老朽化した蟹江南保育所の建てかえに向けた設計を実施してまいります。

4 障害児（者）福祉につきましては、精神障害者保健福祉手帳保持者の精神障害に係る医療費自己負担額の無料化を実施してまいります。

5 高齢者福祉につきましては、平成20年4月から75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」が始まります。この制度の開始に伴う町民皆様の混乱を引き起こさないよう広域連合と協力して万全な対応に努めてまいります。

また、医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者等に後期高齢者福祉医療費給付金を支給し、高齢者等の支援策として充実を図ってまいります。

6 国民健康保険事業に関しましては、特定健診等実施計画に基づき、平成20年度から人間ドックにかわり、特にメタボリックシンドロームに着目した健診と保健師などの専門スタッフによる保健指導を実施し、被保険者の健康保持の増進と医療費の適正化を図ってまいります。

次に、第2章「固定と創造性を育むまちづくり」については、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 生涯学習の推進につきましては、町民の皆様の声を反映した新規の講座や特色ある生涯学習講座を開催してまいります。また、生涯スポーツにつきましては、愛知県教育委員会から社会教育主事の派遣を受け、新しい生涯スポーツの枠組みである「誰もが、いつでも・いつまでもスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブ」の創設に向け取り組んでまいります。

2 文化・芸術事業の推進につきましては、平成14年度に国選択文化財に選択されました須成祭について、平成18年度から祭りの記録作成事業に取り組んでおりますが、平成20年度では、後世に語り継ぐ基礎資料となる総合調査報告書を出版してまいります。

3 義務教育事業につきましては、児童・生徒が安全で快適に教育を受けることができる学習環境の確保に努めてまいります。校舎等の耐震補強は重点施策として計画的に取り組んでおりますが、平成20年度は蟹江小学校管理棟の補強を行ってまいります。その他、維持管理といたしましては、舟入小学校、新蟹江小学校、学戸小学校、蟹江小学校、蟹江北中学校の施設設備の老朽化等に伴う修繕を行ってまいります。

また、中学生を対象に自分たちの生活に行政が深くかかわっていることを理解し、町政への関心を高めてもらうために、「子ども議会」を開催したいと考えております。

学校給食につきましては、食育の関心が高まり、栄養教諭の資格を持った栄養士が学校へ出向き、子供たちに食の大切さを学んでもらうなど、学校給食の役割はますます重要なものとなっていきます。小中学校給食センターの更新につきましては、公設事業として平成21年9月の供用開始に向け取り組んでまいります。新しい給食センターでは、安全・安心な給食を供給し、食育推進の拠点施設としてもその役割を十分果たし、また、自然エネルギーを取り入れるなど環境に優しい施設として地球温暖化防止対策、資源循環型社会の推進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、第3章「自然と共生する快適なまちづくり」については、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 河川の整備につきましては、平成19年度に愛知県と協働して、蟹江川護岸において蟹江川水辺スポット整備事業に着手いたしました。平成20年度も引き続き右岸側を中心に整備を進め、親水空間の創出に努めてまいります。

2 排水施設の機能充実につきましては、遊水地的機能を持つ農地の宅地化等により発生する降雨時の冠水被害の対策として、排水機の改良、増強に努めていますが、平成20年度は特に本町地区の排水対策を強化するため、本町舟入排水機場の改修事業に必要な調査を行ってまいります。

3 上水道事業につきましては、「安全でおいしい水」を皆さんの家庭に安定的に供給するため、布設後20年以上経過した老朽管の布設替えや水圧低下地区の解消などを順次進めてまいります。また、現在は地下水を約20%依存しておりますが、ろ過装置の老朽化による更新、今後さらに地下水に対する水質基準が厳しくなることが想定されますので、平成20年4月から県営水道に切り替え、利用者に安全・安心の水道水を供給してまいります。

4 下水道事業といたしまして、日光川下流域関連公共下水道整備事業の平成20年度工事につきましては、本町新屋敷処理分区、駅北処理分区等において管渠布設工事を予定しております。なお、新たな許可区域として本町海門処理分区、第二学戸処理分区の工事を実施

するため、この地区を対象とした基本設計を予定しており、計画的な公共下水道事業の推進を図ってまいります。

また、都市下水路につきましては、平成19年度に引き続いて学戸2号排水路の改修や新たに今東1号排水路の改修を進めてまいります。

5 平成20年は、夏に北海道洞爺湖において温暖化などの地球規模での環境問題をテーマに主要国首脳サミットが開催され、環境にとって極めて重要な1年になります。当町における循環型構造社会の形成、環境衛生、ごみ処理としましては、ごみの分別、減量化の啓発を徹底し、歳出の抑制に努めるため、次の主な事業を実施してまいります。

1つ目に「常設資源ごみ置場の新設」でございます。現在、資源ごみ収集は町内会を中心に月1回の割合で実施しておりますが、町民の利便性を図るため、常設の資源ごみ置き場を設置し、常時資源ごみを出すことができる体制をつくり、ごみの分別、減量化を図ってまいります。

2つ目に「粗大ごみの各戸収集」でございます。現在、道路上のステーション方式により毎月1回収集していた粗大ごみの収集方法を各戸収集とし、ひとり世帯の方やお年寄りの方が容易に排出でき、公平で適正な収集を行ってまいります。

3つ目に「マイ箸の推進事業」でございます。マイ箸運動を推進することにより、使い捨てのライフスタイルを見直し、ごみ減量及びごみ減量意識の高揚を図ってまいります。

4つ目に「ごみ焼却施設見学事業」でございます。小学生を持つ親子を対象に、ごみ焼却施設（八穂クリーンセンター）の見学を通して、各家庭から排出されるごみの現状を把握し、ごみの分別及び減量化の重要性を幼いころから学習できるよう実施してまいります。

6 消防・救急に関しましては、現有職員による機動力を強化するため、南部出張所を廃止し本署に統合して一極集中することにより効率的な消防・救急運営を図り、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、住民生活の安全・安心を図るための消防施設の強化策としましては、昭和63年度に配備し、「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」の規制により更新ができなくなった40メートル級はしご付消防ポンプ自動車にかえて、新たに救助活動における機動力を向上させるため、先端屈折式など新機能を備えた35メートル級はしご付消防車を整備し、増え続ける中高層建築物に対しての消防対策を強化してまいります。

7 防災につきまして、平成20年度は4年に1度行う総合防災訓練の年となります。この訓練を通じて、防災関係機関、地域住民が一体となった防災力の強化に努めてまいります。

また、防災資機材や災害用ろ水機を計画的に整備し、防災対策の強化充実を図ってまいります。

耐震対策としましては、昭和56年5月31日以前に着工された民間木造住宅の耐震診断について平成20年度も引き続き個人負担なしで診断を受けることができますし、耐震の改修費に

つきましても補助金を利用することができます。なお、平成20年度から診断結果に基づき改修に必要な補強案や概算工事費が提示できるよう診断内容を充実し、住宅の耐震化の促進を図ってまいります。

8 防犯につきましては、引き続き行政と民間が一体となって犯罪防止活動を行うことにより、身近な地域で犯罪が起こりにくい生活環境を構築し、それぞれの立場で防犯意識の向上に努めてまいります。

次に、第4章「秩序ある楽しく歩けるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 市街地整備事業につきましては、現在、蟹江今駅北特定土地区画整理組合が事業主体となり、JR蟹江駅北側で区画整理事業を進めております。平成20年度は排水路工事を中心に実施設計等の事務的業務と各種の工事を予定しております。町はこの事業に対して補助金を交付し、良好で快適な居住地の形成を目指すため、地元住民とともに事業の促進を図ってまいります。

2 公共交通機関主要駅のバリアフリー化につきましては、まず、近鉄富吉駅のエレベーターについて、平成21年度の設置に向け平成20年度から取り組んでまいります。また、JR蟹江駅につきましても平成22年度に向けバリアフリー化を推進してまいります。

次に、第5章「活力と交流のまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1 農業振興につきましては、各種の土地改良事業を推進し、農業基盤となる土地の生産性を高めるため、引き続き幹線排水路や農道の維持管理に努めてまいります。また、湛水防除事業として、鍋蓋新田二期地区の排水機場整備事業を継続し、新たに蟹宝地区の排水機場を改修・整備することにより、湛水被害を受けることなく農地の保全と災害に強いまちづくりを進めてまいります。

2 商工業の振興につきましては、全体としての景気は上向いているものの、依然として中小の商工業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。商工会との連携を図りながら、商工業の活性化や経営の安定・改善に向けて支援してまいります。特に平成20年度は、町の玄関口でもあります近鉄蟹江駅から北へ向かう蟹江一番街通りの活性化を図るため、商工会と連携し新たな取り組みを行ってまいります。

3 観光事業としましては、一昨年オープンすることができました「足湯かにえの郷」を中心に温泉通り線を新たに発光ダイオードによるイルミネーションを飾り、周辺商店街の活性化とあわせて観光PRをいたしました。このように交流の拠点となるインフラ整備、観光PRの促進をし、観光客の誘致を図ってまいります。平成20年度も引き続き交流の拠点となるインフラ整備や町観光協会とタイアップしながら新たな水郷かにえ・温泉のまちの観光PRを促進し積極的に観光客の誘致を図ってまいります。

次に、第6章「町民と手をたずさえるまちづくり」については、次に掲げる事業を推進し

てまいります。

1 第3次蟹江町総合計画は、平成22年度で終結します。よって、これまでの成果等を踏まえ、今後の10年（平成23年度から平成32年度まで）に蟹江町が目指すべきまちづくりの基本理念及び目標、将来像等をまとめた第4次蟹江町総合計画として、住民、議会、行政が連携、協働し、責任をともにして策定をしていきたいと考えております。

この総合計画に関連し、計画的にまちづくりを進めるため、町の将来像をあらわす「蟹江町都市計画マスタープラン」について、全体の見直しに着手いたします。

2 国際交流の推進につきましては、異国の文化や言語を学び、現地の人と直接触れ合うことで視野を広げ、国際的な感覚を身につけるほか、ホームステイを通じて相互理解を深めることを目的として中学生を海外へ派遣してまいります。また、講演会等を開催し異文化を理解することで地域住民と在住外国人が共生できる新たな地域づくりを目指してまいります。

3 役場庁舎は、昭和51年に建設してから30年以上経過し、その間事務処理量も増加し、書庫や会議室等が手狭になってまいりました。そこで、書庫及び会議室兼食堂を建設し、物理的な面で職場環境を改善することにより不快感を緩和するとともに、整理整頓を実践することによって職員の意識改善を高め、住民の視点に立った窓口サービスの意識改革と向上に努めてまいります。

4 滞納対策としましては、税制改正に伴い年金受給者等の低所得者への住民税の課税による納税が滞ることが予想されるため、納税相談や文書等による通知を行い、収納率の向上及び新たな滞納者の発生の抑制を図り、加えて自主財源の確保に努め健全な財政運営を図ってまいります。

以上、平成20年度の町政の運営に関する基本的な考え方と諸施策を蟹江町総合計画の体系に沿って申し述べさせていただきました。

平成20年のえとは「戊子（つちのえ・ね）」です。十干の「戊」は「草木が盛大に生い茂る反面、風通しや日当たりが悪くなる」との意味があります。また、十二支の「子」は「新しい生命が種子の内部から芽生える状態」をあらわします。この2つの字義を組み合わせると、平成20年は「大きく育った従来路線の成果を享受しつつも、新たな芽の成長のために成木の剪定が必要になる年」と言えます。そこで、私の集大成として、平成19年度から重視している3K（観光、環境、改革）に加え、平成20年度には「健康」と「教育」の2つのKを加えた5Kを重点に施策として対応させ、不要なものは見直し、新たな施策によって活力あるまちへと変革していきたいと考えています。また、蟹江町にとっても財政状況の大変厳しい年が続きますが、今現在ある状況を一生懸命堅持しつつ、住民の皆様、議員、そして職員とで力を合わせながら新しい蟹江町を切り開くべく、足腰の強い、小さくともキラッと光る蟹江町の芽の成長を促していきたい。そのために私は、微力ではありますが、不断の努力と英知を発揮し、決断と実行力をもって町政経営に取り組んでまいり所存であります。

議員各位並びに町民の皆さんの格別なご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、平成20年度の所信といたします。

(町長降壇)

○議長 菊地 久君

これで所信表明は終わりました。

この件につきましては、3月10日に行われます本会議におきまして、それぞれ代表質問をお願い申し上げたいと思います。

○議長 菊地 久君

日程第13 議案第8号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

初歩的なことで笑われるかもしれませんが、わからないので聞いておきます。

7ページの一番上、第5条延滞金のところで、被保険者または連帯納付義務者が保険料を滞納した場合がありますが、この連帯納付義務者そのものにはだれを、家族の中でだれでもいいのか、どういう人になるのかということをお教えください。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

すみません。突然ど忘れをしてしまいましたので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。大変申しわけございません。

○議長 菊地 久君

今の質問の答弁につきましては、この後、後ほど付託をいたしますので、その間に資料をそろえてお出しいただきたいと思っております。

では、これ以上質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第14 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

地域手当を8%から3%にするというのは、国の基準がいつ8%から3%になったか。最近なったのか、以前なったのかが1つ。

それから、せっかく決めるのを平成22年からというのはまことに、例えばベースアップ、昇給のこういう俗に言う春闘とかベースアップとかいうと年の途中であってもさかのぼって4月からとやりますね。こういうことについては1年も2年も後の22年とやる理由、この2つについてお尋ねします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

国の基準がいつ改正されたのかというお話でございます。これは、18年3月に国は調整手当的なものを地域手当という形に変えました。この場合、国は、総枠の人員費は動かさず、それぞれ配分を変えるということで、給与をまず北のほう、北海道等に合わせたものを100%とし、そこから地域偏差をもって、それぞれ、東京ですと18%とか大都市圏については引き上げる形で進めてまいりました。そして、我が蟹江町のあたりにつきましては、実は国の官公庁がないということで地域手当の率はまず最初は提示されないという、計算的には載っておりません。ただ、その後、その3月に計算されるときに、実は国は、取り扱いが暫定的なんです、5万人以上の市につきましては労働統計の中の調査でパーセンテージを決めてまいりました。それは就業構造の内容、給与等の内容を調査したというふう聞いております。ただ、5万未満の市あるいは町村に至りましては、そういったものはございまして、このあたりですと大都市圏名古屋へ通勤してみえる住民がどれくらいおるのかというようなパーソントリップ方式というものを持ち上げて、3%というふうにご決定をいたしました。この時期は、先ほど申し上げましたように最終的には18年3月にそういうことで行うという私どものほうへの内容通知が参りました。

そして、私どものほうは、もう一つの質問でございます22年からなぜかということですが、国はその間、暫定的にそれ以前の取り扱いをほぼ現在は取り扱いとして使っております。改正されておられません、内容的には。国のほうは、その後18年、19年、この2年間のうちに国が制度を改正いたします22年4月1日までに条例を改正し国に追従するようにと

いう、そういう指導をかけてまいりまして、県のほうからも多くの市町村、そういったもので対応しなさいと、ほとんどの市町村が対応しておるわけでございます。こういった状況になりました。私どもも県の指導等がございまして、そういったもので対応していこうというふうに組合と協議をさせていただきましたが、やはり国の完結時が22年4月でございますので、組合といたしましてもそちらのほうと同等の取り扱いならばお受けすると、甘んじて受けるという、そういう妥協点が見出されましたので、こういう形で上程させていただくということになりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三です。

地域手当につきましてちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず地域手当を大きく言いますと、勤務地によって生活条件に差のある場合、それを補償するために支給する手当が地域手当というのが正式なことだと思いますし、具体の例としては寒冷地手当がございまして、ですから、通称私も地域手当という寒冷地、寒い北海道だとかそういう季節的な要因があるところに地域手当が出るものだなと、こう思っておりますが、先ほどお話しの中で調整手当的な要素もあるよと、こういうことをおっしゃいましたけれども、私としては、町としてはこの条例についてはこういうことに関して地域手当ということをやっているものかどうかちょっと疑問に思いますが、その辺も含めてお答え願えないでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

18年の4月以前は確かに調整手当ということで、これは40年代から順番に物価動向により名古屋市周辺で国の基準の給与を使います、それも国とは大分違います、県とも違います、上のほうを使わず下のほうを市町村は使ってやっておるわけでございますが、そういったものがこういった大都市圏の近くにおいて物価指数等の検討をしたときに調整が必要だということで、その調整手当は17年度まではその要綱でつくらせていただいております。

それに関しまして、今おっしゃられましたように地域変化に基づくものとして国が18年度から地域手当というふうに切りかえてまいりまして、先ほど申し上げましたような国は基準、方針を持って内部的に結論を出されたということでございます。

地域につきましても、我々のほうとしては現在までずっと給与的な面については追従し、その中で進んできたものですから、調整的な意味はないかと言われれば、やはり調整的なものはあると思っております。これは職員の給与を限定するのに町の住民の皆さんの給与部分をつぶさに検討して、その住民との格差でやれよというのも一つ地域手当の中にはございます。地域の実態に合わせた金額をとということも出ております。

ただ、国のほうといたしましては、そういったことも基本的には認められないといいますが、国のお考えでは22年の4月にはそういった地域の格差は自分たち国で決めた方式による

ものでないといけないと。国の制度が確立する場合には地域手当というものはそういう内容の中でやりなさいというご指導を強くいただいております関係で、調整部分がかなり消えまして、現在国に追従するといえますか国からの示された方向での地域手当という改正をさせていただいておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 菊地 久君

これは付託案件でございますので、その委員会までに必要な資料のお求めがあったらお求めをしてください。意見の交換は常任委員会をお願いを申し上げたいと思っております。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

これは資料で出していただきたいと思うんですけども、総額でどのくらいの影響が、平均でどのくらいの影響と総額でどのくらいのお金になるのか、その資料を出していただきたいと思うんです。

○議長 菊地 久君

今の資料請求をされておりますので、委員会までにそろえておいてください。お願いします。

では、ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することを決定いたしました。

これで暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(午前11時59分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 菊地 久君

日程第15 議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第16 議案第11号「蟹江町地域福祉基金設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第17 議案第12号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第18 議案第13号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第19 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第20 議案第15号「町道路線廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第21 議案第16号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は防災建設常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第22 議案第17号「平成20年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第31 議案第26号「平成20年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次提案説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○水道部次長 大河内幹夫君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号ないし議案第26号は、来る3月13日、14日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(発言する声あり)

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

資料請求をしておきたいと思います。

一般会計部分でございます。

今、国会で道路特定財源のことを大変やっております、テレビで我々も見たり、新聞で見たりしますが、なかなかわかりづらい点がありまして、蟹江町にどういう影響があるか。国の直轄事業、国道とか、あるいは任された県道とかの部分で蟹江町の負担分というものがあるのかどうか、それさえわからないんですね。

1つは、歳入のほうで道路特定財源絡みのものが幾ら入ってきているのか。例えば自動車重量譲与税とか自動車取得税交付金とか、こういうのはそれ絡みのものでないかなという気がするんです。道路特定財源というのは道路関係に使えるということになっているんですが、それが歳出のほうで土木費とか都市計画費とか何に限定されて使われているのか。

もう一つは、一番大きい揮発油税、国税として取られている部分からどういうものが指定されて蟹江町へ一体金が入ってきているのか。そして、それが盛んに国会で言うように、もう幹線道路は蟹江町、名阪道路以外ないんじゃないかと思うんですけども、あかすの踏切だとかそういうのが実は蟹江町にもあるわけですね。通学路の何やらとかいろんなのが蟹江町に関係する議論があるのかどうか。

そういう意味で、この歳入と歳出の中で蟹江町には道路特定財源あるいは暫定税率にかかわる部分がどういう費目で金が入ってきているか。それは交付金なのか、何とか税剰余金なのか、何か知らんですが、そういうものを区分けして次の予算審議より前に出していただきたい。

町長も恐らく判こをついて、この道路特定財源は維持してくれとお願いしたんじゃないかと思うんですけども、それはわかりません、僕は知りませんが、全国で数人の県知事くらいしか判つかなんだというんですが、みんなつかされたわけですね。しかし、それは本来そうすべきかどうかというのは我々なかなか判じがたい。蟹江町にどんな影響があるのか。要するに入りのほうでどういうふうに通学特定財源絡みは入ってきているか。出のほうの使い道にはどういう項目が制約されて使っているか、この資料をぜひ、予算審議、本審議までに、できれば代表質問の時期までに出していただきたいと思いますが、お願いできるでしょうか。

○議長 菊地 久君

この予算の問題について、資料請求はその他の議員の皆さん方、おありでしょうか。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、私は特別会計でお願いをしたいわけでありまして。

1つは公共下水道会計で、今までの実績、分区が幾つかあると思うんですけども、分区を羅列していただいて、どこまで今日まで完了して、その実績ですね、計画費はどのくらいで、どのくらいで上がっているのか、その表をできたら出してほしいなというふうに思うんです。つまり分区でどのくらい残っているかということ。どのくらい分区でも仕上がったのか、その辺が明快にわかるようにした表が欲しいんですけども、1つはそれでありまして。

それからもう一つは、水道会計であります。20年度から100%県水受水と、こういうことで町長の所信表明の中でもうたわれておるわけでありましてけれども、この予算書から見ますと県水及び浄水費が前年度に比べると8,000万円ほど上昇しているわけですね。122%になっているわけですけども、これはこの差額が20%分になるのかどうなのかちょっとわかりません。そこで、県水20%受水することによってのこのバランスシートですね、それを明らかになるような表というか資料が欲しいんですけども。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

山田議員の資料請求と同じようなことになりますけれども、もう少しわかりやすく、つま

り道路特定財源という名のもとに、過去5年間ぐらいでもいいですけども蟹江町として行われた工事の件数あるいはそれに伴う金額、それから町の単独事業についても補助金がここから出ているのではないかというふうに私は思いますので、それ合わせて両方の道路特定財源にかかわるものを資料として出していただきたいと思います。

工事の件数というのはちょっと難しいかもしれませんが、それが無理な場合は金額的なことを過去5年間ぐらいは出していただきたいと思います。それがわかれば、その金額が変化すれば今後どうなるかということも見えてきますので、その辺をわかりやすくお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

山田邦夫議員と中村英子議員から資料請求が出されております特定財源等の関係する問題については資料をそろえることができるかどうか、それからまた、小原喜一郎君から出されております公共下水道の工事の進捗状況等に出される2つの資料請求について理解できたでしょうか。そして、皆さんのほうでそういう資料ができるとするならば、資料を11日までに事務局へ提出を願いたいと思いますが、よろしかったでしょうか。大体質問内容はおわかりでございましたか。

(発言する声あり)

水道の関係もね、県水の関係ね。

よろしゅうございますか。わかる範囲でひとつ。そして、途中でもしわかりにくい点がありましたら、議長を通じてまた言ってください。私のほうから質問者のほうに11日の間までにもう一度お尋ねをしたいというふうに思いますので、できる限り資料はわかりやすいものをおつくり願いたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では、ただいま資料請求のあったものにつきましては、11日までに事務局へ提出をお願いいたします。

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第32 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に菊地久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地久君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。ただいま指名いたしました菊地久君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました菊地久君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 菊地 久君

追加日程第33 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意をされました。

○議長 菊地 久君

追加日程第34 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時35分)